

電 子 入 札 の 心 得

千葉市における電子入札は、千葉市契約規則、電子入札約款及び千葉市電子入札運用基準等の定めるところにより執行しますが、特に次のことに留意の上、入札を行ってください。

1. 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、千葉市ホームページの最新の情報を確認すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、図面、契約条件及び現場等を熟知するとともに、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、千葉市契約規則の特例を定める規則（平成7年千葉市規則第71号）及び関係法令を遵守し、入札をしなければならない。
なお、仕様書、図面、契約条件及び現場等について疑義あるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、千葉市入札参加資格者名簿に登録された代表者、又は年間委任状が提出されている場合は、受任者とする。
- (4) 電子入札システムを利用するにあたっては、使用機器の管理等に細心の注意を払わなければならない。
- (5) 電子入札では、電子入札システムのサーバ時刻を基に時間管理を行っているので注意をすること。
- (6) 入札書及び添付ファイルは、日本語により作成し、又入札金額は日本国の通貨により表示しなければならない。
- (7) 入札参加申請に係る添付ファイルの定型フォーマットは、千葉市契約課ホームページからダウンロードし、使用すること。
- (8) 作成する添付ファイルは、不必要に大きくならないように注意し、添付資料を持参又は郵送せざるを得ない場合は、必要書類一式を提出締切日時までに契約事務担当職員へ必着とする。
- (9) 入札参加資格確認申請書等の添付資料を持参又は郵送する場合は、電子入札システムにて発行された競争参加資格確認申請書受信確認通知を印刷して添付しなければならない。
- (10) 添付資料を含むデータを送信する際は、必ずウィルスチェックを行わなければならない。
- (11) データ送信後は、電子入札システムより受信確認通知が発行されたことを確認し、受

信確認通知は印刷した上で落札者が決定されるまで保管すること。

- (12) 送信した競争参加資格確認申請書等及び添付ファイルに不備があり再提出する場合は、契約事務担当職員に連絡し許可を得なければならない。

2. 入札について

- (1) 入札参加者は、定期的に電子入札システムにログインし、最新の情報を確認しなければならない。
- (2) パソコン等の利用環境による通信時間を考慮し、遅くとも入札書提出締切日時の30分前までには入札書の提出を行うこと。
- (3) 入札書は、電子入札システムにより作成し、入札公告（公示を含む。）又は指名通知書に示した入札書提出締切日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に入力された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の税抜き金額を入札書に入力すること。
- (5) 入札書は、金額、くじ番号及び添付ファイル（添付を要しない場合を除く。）をそれぞれ正確に入力し、慎重に確認の上、電子入札システムにより送信しなければならない。
- (6) 電子入札システムにより入札書を提出した者は、入札書提出内容確認画面を印刷した上で落札者が決定されるまで保管すること。
- (7) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出した後は、開札前であっても入札書の書換え、引換え、変更又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札書の金額の訂正は、いかなる場合も認めない。
- (9) 入札参加者が、入札書提出締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として扱うものとする。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ① 入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ② 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (11) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をとる等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (12) 指名競争入札において1回目の入札又は再度入札の入札者が1者の場合は、開札をせ

ず、当該入札の執行を取りやめることがある。

3. 入札の辞退について

- (1) 入札参加者は、入札書提出締切日時までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムにより入札辞退届が提出できない場合は、入札書提出締切日時までに速やかに電話等により連絡をすることとし、入札辞退届を契約事務担当職員に直接持参し、又は郵送（入札書提出締切日時までに到着するものに限る。）して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

4. 無効又は失格となる入札について

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札参加資格を有しない者、又は指名競争入札における指名業者でない者のした入札
 - ② 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
 - ③ 入札参加申請時から開札時までの期間内に名義人変更を行ったにもかかわらず、変更前の名義人の電子証明書を使用した入札
 - ④ 入札参加申請時から開札時までの期間内に失効した電子証明書を使用した入札
 - ⑤ 電子証明書を不正に使用した入札
 - ⑥ 入札参加申請時又は入札書提出時に提出した添付ファイルに不備があり、その内容の確認ができない入札
 - ⑦ 必要事項を欠く入札
 - ⑧ 明らかに談合であると認められる入札
 - ⑨ 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事情聴取に協力しない者又は調査報告書等を期限までに提出しない者のした入札
 - ⑩ 低入札価格調査において、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を期限までに提出した者のした入札
 - ⑪ 総合評価落札方式による入札において、期限までに技術提案等に関する資料の提出がなかった者のした入札
 - ⑫ 総合評価落札方式による入札における技術提案等の評価において、欠格と評価された者のした入札
 - ⑬ 予定価格が事前公表されている場合においては、その価格を超える入札
 - ⑭ 再度入札における入札金額が、前回の入札の最低金額以上の額の入札
 - ⑮ 積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は違

算等によりその内容が不明瞭である入札

⑯ その他入札条件に違反した入札

(2) 次のいずれかに該当する入札は失格とする。

- ① 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- ② 低入札価格調査における価格失格基準を下回る金額の入札
- ③ 低入札価格調査において、審査中止又は履行不可能とされた入札

5. 保留及び落札者の決定について

(1) 開札後、次のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- ① 低入札価格調査を実施する必要があるとき
- ② 入札公告等により開札後に落札候補者にかかる入札参加資格の確認を行うとする入札において、当該落札候補者にかかる入札参加資格の確認を行うとき
- ③ 契約事務担当職員が特に必要と判断したとき

(2) 原則として、最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が定められている場合はそれに従うものとする。

(3) 最低制限価格を設けた入札の場合は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 最低制限価格を設けない入札の場合において、予定価格に比して著しく低い価格での入札があったときは、当該契約内容に適合した履行の確保等を確認の上、落札者とする。

(5) 前号に規定する予定価格に比して著しく低い価格での入札とは、別に定めがある場合を除き予定価格の3分の2を下回った入札とする。

(6) 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。ただし、電子くじが困難な場合は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6. 再度入札について

(1) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約事務担当職員が指定する日時において再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(3) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できない。

(4) 低入札価格調査の対象となった入札においては、調査した結果、調査対象者を落札者

としない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度入札を行う。当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合も、同様とする。

7. 異議の申し立てについて

入札参加者は、入札後に仕様書、図面、契約条件及び現場等の不明を理由として、異議を申し出ることはいない。

8. その他

(1) 必要に応じ、入札の際に入札者から入札金額に見合った積算内訳書を提出させることがある。

(2) 本規定に定めのないものは、入札の心得を準用することとする。